

域指定年度	平成 22 年度
計画策定年度	平成 26 年度
計画見直し年度	令和 7 年度

長浜市農業振興地域整備計画書

〔改正版〕

令和 7 年 月現在

滋 賀 県 長 浜 市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	10
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業生産基盤整備開発計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4	他事業との関連	12
第 3	農用地等の保全計画	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等保全整備計画	14
3	農用地等の保全のための活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	18
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第 5	農業近代化施設の整備計画	22
1	農業近代化施設の整備の方向	22
2	農業近代化施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	24
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	24
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	24
3	農業を担うべき者のための支援の活動	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	27
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	27
3	農業従事者就業促進施設	28
4	森林の整備その他林業の振興との関連	28
第 8	生活環境施設の整備計画	29

1	生活環境施設の整備の目標	29
2	生活環境施設整備計画	33
3	森林の整備その他林業の振興との関連	33
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	33
第9	付図	34
別記	農用地利用計画	35

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

長浜市（以下「本市」という。）は、平成18年2月13日に旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町の1市2町が合併し、平成22年1月1日には、さらに旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町の6町が合併し、新たな「長浜市」が誕生した。これにより、県内では大津市、草津市に次ぐ人口約11万2千人の第3位の都市となっている。

本市は、北は福井県、西は滋賀県高島市、東は岐阜県、滋賀県米原市に隣接し、面積約681.02km²（琵琶湖・余呉湖部分143.18km²を含む。）を有している。

本市の周囲は、東に1,000m級の伊吹山系の山々を配し、西はラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面し、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有している。春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は雪による降水量の多い日本海型の気候をなしている。年間平均気温は14.3℃、年間降水量は1,627.4mmであり、琵琶湖岸中部の彦根市より平均気温がやや低く、降水量はやや多い。

平野部は、稲作を中心に麦、大豆、露地野菜等の土地利用型作物を組み合わせた農業生産が行われているほか、一部の丘陵部では、ぶどうが栽培されている。なお、余呉地域は特別豪雪地帯に、長浜、浅井、木之本、西浅井は豪雪地帯にそれぞれ指定されている。

本市の交通網は、鉄道が東海道新幹線米原駅よりJR北陸本線が本市を南北に貫き、また、JR北陸本線近江塩津駅よりJR湖西線が大津市とを結んでいる。道路交通網は、JR北陸本線にほぼ平行して国道8号及び国道365号（北国街道）や「長浜IC」と「木之本IC」、「小谷城スマートIC」の三つのインターチェンジを持つ北陸自動車道が本市の主要交通網をなし、更には、国道303号が岐阜県岐阜市と日本海側の福井県若狭地域とを結んでいる。

なお、現在、北陸自動車道の「長浜IC」と「米原IC」間において、（仮称）「神田スマートIC」の整備計画が進められている。

主要都市までのアクセスは、京都市や名古屋市からはおよそ60km圏域、大阪市からはおよそ100km圏域にあるところから、相互の経済圏域を包括する上で優れた立地性を有し、北陸自動車道や名神高速道路により農産物等の広域的な集出荷体制が確立されている。

総人口は平成27年が118,193人、令和2年が113,636人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,557人減少している。

農業経営体数をみると、平成27年が2,373経営体、令和2年が1,731経営体と

5年間で642経営体減少している。

総就業人口は、総人口の減少や第1次産業の高齢化、都市化の進展等により減少傾向にあり、構成比をみると第1次産業は平成27年が3.3%、令和2年が3.0%と低下し、本市基幹産業である農業の就業人口に替わり、第3次産業の割合が高まっている。

こうした中で、今後も土地利用型農業の展開と野菜との複合経営を推進し、高性能機械化体系を基本とした効率的な農業生産を促進するため、農業生産の基礎的資源である団体的優良農地を確保する必要がある。

そのため、担い手への農地の集積・集約化や認定農業者等多様な人材の育成・確保、生産基盤整備等を推進するとともに、スマート農業等農業DXの推進等により、効率的かつ安定的な農業経営を展開し、優良農地の保全・確保を積極的に進める。

需要に基づく米・麦・大豆や収益性の高い野菜（キャベツ、タマネギ等）の生産拡大及び産地形成を図ることにより、農業従事者の所得向上を図り、魅力とやりがいのある農業の確立を目指す。

農用地は、農産物の供給基地として重要であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、防災空間の確保等の多面的機能を有した市民共通の財産でもあることを十分に認識し、多面的機能支払交付金制度（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）や中山間地域等直接支払交付金制度、環境保全型農業直接支払交付金制度の活用を図り、農地の多面的機能の保全や適正な土地利用の誘導を図っていく。

中山間地域については、過疎化や高齢化が進み、農業従事者の高齢化・後継者不足が顕著となっているほか、農業生産条件が不利で、生産効率が平場に比べて著しく低いことに加え、獣害や農業資材の高騰に伴う経営圧迫等により農業離れが拡大している。将来の地域農業を守るため、引き続き生産体制の維持や担い手の確保を図り、遊休農地の発生を抑制するとともに、生活環境の整備充実を図る。

以上のことを踏まえ、土地利用においては、地域計画に基づく担い手への集積・集約化を積極的に推進していくとともに、地域の合意形成に基づいた農地の高度利用と生産性の高い農業を推進する。

土地利用の動向は、昭和40年代から干拓やほ場整備が行われ、水利施設の整備についても昭和40年から国営湖北地区かんがい排水事業（用水改良）を中心に行い、農地を有効活用している。

以上の動向を踏まえ、土地利用構想を次のとおり推進する。

- ① 団体的優良農地は、引き続き農地として確保する。
- ② 公共施設・住宅・店舗の用地は、都市計画区域内や集落内及びその周辺や幹線道路沿いへ誘導し、工場用地は大型トラック等の進入を踏まえ、既存工業団地周辺や住宅地等に近接しない、集団性に欠ける生産力の低い農業振興地域外の農地等へ誘導する。

■表 農業振興地域の土地利用の現況と目標

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R5年)	9,032.2	58.5	25.7	0.2	1,347.2	8.7	5,033.6	32.6	15,438.7	100.0
目 標 (R15年)	8,999.2	58.4	28.7	0.2	1,350.2	8.8	5,031.4	32.6	15,409.5	100.0
増 減	-33.0	—	3.0	—	3.0	—	-2.2	—	-29.2	—

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農地として確保・保全する農地等に対して、農業振興施策を集中的に実施するとともに、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するため、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農用地のうち、次に掲げる a～c に該当する農地について、農用地区域を設定する方針である。ただし、本市の重要な方針に基づく公共施設の整備や産業用地の確保等については、本計画の上位計画及び関係計画との整合に留意しつつ、十分な土地利用調整を行ったうえで当該土地利用方針を優先する場合がある。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗渠排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・野菜（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、ネギ、トマト、キュウリ、イチゴ等）等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
- ・高収益を上げている施設園芸の農地

- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている農地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人等が集積することとされている農地
- ・農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内にある農地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a)集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b)自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- ・農業生産基盤整備（ほ場整備及びかんがい排水の受益地）及び中山間地域等直接支払交付金制度と多面的機能支払交付金制度の対象地以外で、集団性がない10ha未満の農用地

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地については、原則として農用地区域に設定する。

また、本地域内にある土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する。

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林原野は原則として農用地区域を設定しないが、森林原野等を開発するこ

とにより土砂等の流入が発生し、優良農地の保全に支障を来たすおそれのある区域は現況森林原野等でも農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

■表 農用地区域の現況及び将来目標

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A	1381.5	1361.5	-20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	5.1	0.2	1386.4	1366.6	-19.8	216.3
B	1104.6	1102.6	-2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.4	0.2	1107.8	1106.0	-1.8	45.8
C	885.3	881.3	-4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	3.0	0.1	888.2	884.3	-3.9	128.2
D	445.2	444.2	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6	0.1	445.7	444.8	-0.9	7.4
E	1120.0	1118.0	-2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.8	0.5	1124.3	1122.8	-1.5	43.2
F	1008.7	1007.7	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	6.7	0.3	1015.1	1014.4	-0.7	98.0
G	276.5	274.5	-2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.1	0.3	278.3	276.6	-1.7	73.4
H	329.2	328.7	-0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.1	329.5	329.1	-0.4	45.9
I	448.1	447.6	-0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	1.0	0.1	449.0	448.6	-0.4	62.3
計	6999.1	6966.1	-33.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.2	27.1	1.9	7024.3	6993.2	-31.1	720.5

(注) 受益地区については6ページ・イに記載の用途区分の構想を参照。

本地域の農用地は、農業生産基盤整備がほぼ完了しているため、農業生産の基礎的資源、食料供給基地として、最大限に利用を図る。

姉川、草野川、高時川、余呉川流域に展開する田は、基盤整備が完了しており、水稻、麦、大豆の栽培が主体となっている。

田は、土地利用型農業の生産基盤であるとともに、災害時における洪水防止機能等多面的機能の発揮に必要不可欠な土地であることから、ほ場条件が整った田は、農地の集積による農業経営の規模拡大と新規需要米や野菜、飼料作物の作付けを進め、農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。その他の田については、農地の高度利用を進めるため、ほ場の大区画化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備、小規模な農地のほ場区画の整理を推進し、優良農地の確保を図る。

畑では、野菜（キャベツ、タマネギ、トマト、キュウリ、イチゴ、メロン、ホウレンソウ、コマツナ等）をはじめ、消費地に隣接した利点を活かした野菜が栽培されている。

今後とも、地球温暖化防止対策や生物多様性の保全をはじめ、生産者の顔が見える安心な農産物の多品目化、施設園芸の拡大、高付加価値化、生産体制の強化を図るほか、生産基盤の老朽化への対応や省力化技術の導入等により、農業収入

を向上させ、持続可能な農業経営を目指すことで、優良農地の保全に努めていく。

樹園地は、ぶどう、柿等の果樹や茶が栽培されている。今後も農業の活性化を図るため、園芸作物への取組みを支援し、優良農地の保全に努めていく。

農業用施設用地は、集出荷貯蔵施設、乾燥施設、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、今後も施設の高度利用に努める。

また、これらの施策と併せて、農村環境の保全活動において、農業従事者だけでなく、地域住民、自治会等が参加する共同活動組織を充実し、地域ぐるみによる用排水路や農道等の維持・管理を通じて、農地や水等の地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努める。

一方、土地所有者の高齢化や転出等によって土地の管理ができず、耕作されない農地が発生しているほか、中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物の被害が年々増加している。

このため、地域計画に基づく農地管理を進めるとともに、有害鳥獣被害に対して支援を行い、遊休農地の発生抑制に努める。

鳥獣被害防止対策については、地元狩猟団体及び自治会との協働による捕獲活動の強化や防護柵未設置地区における防護柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保等に取り組む。

イ 用途区分の構想

用途区分は、A地区（長浜地域）、B地区（浅井地域）、C地区（びわ地域）、D地区（虎姫地域）、E地区（湖北地域）、F地区（高月地域）、G地区（木之本地域）、H地区（余呉地域）、I地区（西浅井地域）の9つに分ける。

（ア）A地区（長浜地域）

A地区は、保多北高小堀線他1市道、北陸自動車道、今町と榎木町の境界及び西上坂千草団地3号線を結んだ線以北の旧神照学区一帯に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行っている。

また、市街化区域の東部に展開する保多北高小堀線他1市道、北陸自動車道、今町と榎木町の境界及び西上坂千草団地3号線を結んだ線以南で、県道間田長浜線以北は、平坦な集団性がある農地を形成している。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は、水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、都市的土地利用との調整を図りながら、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修に努め、土地利用型農業の活性化を図っていく。

また、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様

な担い手の確保を図りつつ、スマート農業等への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(イ) B地区（浅井地域）

B地区は、田川及び田根川水系と草野川水系の草野川に展開する平坦な田の土地利用を行っている。農業生産基盤整備は、県営ほ場整備事業によるほ場条件の整備が進み、良好である。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足に加えて、鳥獣被害が増加している。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っており、特に鳥獣被害を受けにくい農作物による振興を図る。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や鳥獣被害防止対策を推進するとともに、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な担い手の確保を図ることにより、農用地の維持・保全と良好な農村環境の保全に努める。

さらに、スマート農業への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(ウ) C地区（びわ地域）

C地区は、高時川流域のびわ北地区に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行っている。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業及び小規模土地改良事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好であるほか、一部早崎内湖干拓地も含まれる。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手への利用集積が進み、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化、多様な担い手の確保を図ることにより、農用地の維持・保全に努める。

さらに、ブドウ等の果樹や高収益野菜の取組みを推進するなど、地域の特色を活かした農業の展開を図りつつ、スマート農業への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(エ) D地区（虎姫地域）

D地区は、餅の井水系に属する中野町及び大寺町、姉川水系に属するJR北陸本線以東、田川水系、姉川左岸に属する大井町及び酢に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺で畑の土地利用を行っている。

農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業のほか、県営ほ場整備事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進められてきたが、狭隘、排水不良等耕作条件が不利な農地が点在し、遊休農地の発生要因となっている。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手への利用集積が進み、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な担い手の確保等により、農用地の維持・保全に努める。

さらに、スマート農業への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(オ) E地区（湖北地域）

E地区は、高時川より西へ琵琶湖岸に展開する平坦で広大な田の土地利用を行っている。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業のほか、県営東浅井地区及び団体営山本山西部地区ほ場整備事業及び第1次構造改善事業で、大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手への利用集積が進み、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修に努めるとともに、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な担い手の確保を図ることにより、農用地の維持・保全に努める。

さらに、スマート農業への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(カ) F地区（高月地域）

F地区は、東は己高山系に囲まれた平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行っている。第1次農業構造改善事業と県営ほ場整備事業で大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。

作付けは、良好なほ場条件を活かし、田は水稻のほか、麦、大豆を中心に担い手への利用集積が進み、効率的な農業経営を行っているほか、土壌が野菜等

の作付けに適しているため、キャベツ等が作付けされている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等の営農類型により、農用地の高度利用の維持・発展に努め、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や鳥獣被害防止対策に努めつつ、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な担い手の確保を図ることにより、農用地の維持・保全を図る。

さらに、スマート農業等への取組みを支援し、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(キ) G地区（木之本地域）

G地区は、ほ場整備が行われ、平坦部を中心に大型農業機械化体系の導入に対応するほ場条件の整備が進められてきた。

しかし、山間地を中心に農業生産条件の不利な農地が多い中で、過疎・高齢化の進行に伴う担い手不足や鳥獣被害の深刻化等により、耕作者の確保が困難な農地が増えつつある。

作付けは、水稻を中心に、地域に適した作物の導入、自然条件を活かした農業振興を図っており、特に鳥獣被害を受けにくい農作物による振興を図る。

今後とも、主に「水稻作」の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や鳥獣被害防止対策の強化を図るとともに、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な人材の確保等を推進し、農業の継続により、農用地の維持・保全と農村生活環境の保全に努める。

(ク) H地区（余呉地域）

H地区は、余呉川水系に属する平坦部では、田を主体とした土地利用を行っており、ほ場整備等の農業生産基盤整備が進められてきた。

しかし、山間地を中心に農業生産条件の不利な農地が多い中で、過疎・高齢化の進行に伴う担い手不足や鳥獣被害の拡大等により、耕作者の確保が困難な農地が増えつつある。

作付けは、水稻を中心に、地域に適した作物の導入等、自然条件を活かした農業振興を図っており、特に鳥獣被害を受けにくい農作物による振興を図る。

今後とも、主に「水稻作」の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や鳥獣被害防止対策の強化を図るとともに、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに多様な人材の確保等を推進し、農業の継続により、農用地の維持・保全と農村生活環境の保全に努める。

(ケ) I 地区（西浅井地域）

I 地区は、大浦川水系及び大川水系に属する田を主体とした土地利用を行っている。農業生産基盤整備は、大型農業機械化体系の導入に対応するほ場条件の整備が進められてきた。

しかし、山間地を中心に農業生産条件の不利な農地が多い中で、過疎・高齢化の進行に伴う担い手不足や鳥獣被害の深刻化等により、耕作者の確保が困難な農地が増えつつある。

作付けは、水稻を中心に、地域に適した作物の導入等、自然条件を活かした農業振興を図っており、特に鳥獣被害を受けにくい農作物による振興を図る。

今後とも、主に「水稻作」の営農類型により、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進する。

また、老朽化した水路・農道等の適正な管理・改修や鳥獣被害防止対策の強化、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化並びに農業従事者の協働等による農用地の維持・保全と農村生活環境の保全に努める。

2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発は、農地の効率的な利用と農業生産性の向上に寄与し、農業従事者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を確立する上で重要である。

本市の農業生産基盤としては、ほ場のほか、用排水路、取水堰、機場等の農業水利施設があり、これまで、効率的かつ安定的な農業を推進するために整備を進めてきたが、耐用年数を迎え、施設の適切な維持管理・更新が必要となっている。

また、農地への湛水被害を未然に防止するため、防災上からも用排水路、排水機、排水樋門等の整備が必要となっている。

本計画の見直しのために実施したアンケート調査においても、「用排水路の整備」、「農道の整備」、「ほ場（区画）の再整備」に対する要望が高くなっている。

このため、地域の現状を十分考慮し、また、環境との調和に配慮しながら、農業従事者の合意形成を得た中で、用排水路、農道、暗渠排水等の整備やほ場（区画）の再整備を推進する。

また、多面的機能支払交付金制度（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）や中山間地域等直接支払交付金制度により、集落ぐるみの共同活動を支援し、必要とされる農道、用排水路等の維持修繕を推進するなど、農業生産基盤の充実に努める。

これらの整備に当たっては、生産系等自然環境の保全や水土保持機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう、細やかな配慮に努める。

さらに、農地面積や営農の変化を踏まえた農業水利ストックの適正化やICT等の新技術の活用による操作の省力化・自動化等、将来の人口減少等を見据えた農業生産基盤の整備・保全管理のあり方について、今後、検討を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

■表 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
用水改良	用水路工 L=1,300m	E	4,519ha	1	国営施設応急対策事業 (湖北)
用水改良	用水路工 L=1,850m	B	510ha	2	県営かんがい排水事業 (姉川沿岸)
排水改良	排水路工 L=3,435m	A	302ha	3	県営かんがい排水事業 (山路川)
用水改良	用水路工 L=6,321m	B	46.1ha	4	県営経営体育成基盤整備事業 (野村)
用水改良	用水路工 L=2,700m	I	12.3ha	5	県営経営体育成基盤整備事業 (横波)
用水改良	用水路工 L=15,910m	H	111ha	6	県営経営体育成基盤整備事業 (余呉)
用水改良	用水路工 L=2,995m	G	14.5ha	7	県営中山間地域総合整備事業 (杉野)

(注) 1 資料：長浜市農業農村整備事業管理計画

2 受益地区については6ページ・イに記載の用途区分の構想を参照。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は、土地を基盤に林家の大半は農林家として、就業・所得面でも相互補完関係にあるため、農業の振興と一体的に林業の振興を推進する必要がある。

特に、林業基盤整備については、森林機能の重要性を踏まえ、その保全・育成のため、自然保護と開発との調和を図りつつ、広域的な道路網や作業道等の整備を農道整備と一体的に推進する。

4 他事業との関連

長浜市総合計画をはじめ、長浜市農業活性化プラン、各分野別計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的かつ効果的な農業生産基盤整備事業を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていく上で、最も基礎的な農業生産基盤である。今後も、将来にわたり安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ、農地を有効利用することが重要である。

しかし、本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害の増加等から、将来的に営農の継続が困難な農地が増加することが懸念される。

本計画の見直しのために実施したアンケート調査においても、集落内の農地における問題点や課題として、「作物を作ることをやめた農地や荒れた山林が増えている」という回答が約49%と半数を占めており、過去に遊休農地となった農地の管理が深刻な問題となっていることがうかがえる。

こうした現状を踏まえ、優良な農用地を保全していくため、地域計画等を活用した担い手への農地の集積・集約化並びに多様な人材の育成・確保を図るとともに、用排水路・農道等の整備、鳥獣被害防止対策等を推進する。

また、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定するとともに、同計画に基づき、適切な農用地等の保全・管理を行い、円滑な継承につなげていく。

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等については、中山間地域等直接支払交付金制度によって、農業生産を維持し、農村集落機能を確保するほか、多面的機能支払交付金制度（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）によって、農地・水路等の地域資源の保全管理活動と農村環境の保全、多面的機能の確保を図る。

その他、頻発・激甚化する自然災害への対応として、農地の湛水被害防止対策が求められており、関係機関と連携を図りながら、被害の防止・軽減策を講じる。

2 農用地等保全整備計画

■表 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
排水改良	水路改修 L=1,100m	A	280.3ha	A	農村地域防災減災事業 (大井川1期地区)
排水改良	水門6箇所	C	35.0ha	B	農村地域防災減災事業 (早崎内湖東部地区)
用水改良	水路改修 L=400m	F	434.5ha	C	県営みずすまし事業 (高月西阿閉地区)

(注) 受益地区については6ページ・イに記載の用途区分の構想を参照。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 地域ぐるみによる農用地等の保全活動の取組みの推進

農地や用排水路、農道等の資源は、過疎化や高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となってきている。

本計画の見直しのために実施したアンケート調査においては、集落内の農地を守り活かしていくための取組みとして、「荒れた農地等は、地域住民が協働して保全・再生する」という回答が29%と比較的高い割合を占めている。

このため、多面的機能支払交付金制度（世代をつなぐ農村まると保全向上対策）や中山間地域等直接支払交付金制度等の活用により、地域ぐるみで農地・農業施設を守る共同活動や営農活動を支援し、農用地の維持・保全を図る。

また、市及び農業従事者等の協議の下、地域計画を策定するとともに、同計画に基づき、農地の集積・集約化を進めることにより、農用地の適切な保全を図る。

(2) 農業水利施設の計画的な保全の推進

本市の農業は、農業水利施設が地域の用水源として重要な役割を果たしている。

このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化とライフサイクルコストの低減に向け、適切な保安全管理と計画的な予防保全、更新に努める。

また、農業水利施設の保安全管理に係る地域の共同活動に対して、集落間の連携や非農業者・非農業団体の参画の下に、共同して保安全管理していく取組みが各地域で展開されており、他自治体等の動向を注視しつつ、本市の実情に即した推進方策について検討を進める。

(3) 遊休農地の発生抑制の支援

本計画の見直しのために実施したアンケート調査において、遊休農地となった理由として、「高齢化による労働力不足で耕作できなくなったから」が約77%と圧倒

的に高い割合を占め、農業従事者の高齢化による労働力不足が遊休農地発生の主要因に挙げられている。

また、集落内の農地を守り活かしていくためには、「荒れた農地等の所有者に対して、指導を徹底する」が約 33%と比較的高い割合を占め、所有者への指導徹底が求められている。

本市においては、遊休農地対策の一環として、農業委員会が農地パトロールを実施されており、遊休農地所有者及びそのおそれのある農地所有者に対し、解消のための指導が行われている。

今後も所有者等へ指導いただくとともに、担い手への農地の集積等、地域の状況に応じた対策を講じていく。

さらに、遊休農地の拡大が懸念される地域については、中山間地域等直接支払交付金制度等国の交付金を活用し、遊休農地の発生防止に努めるとともに、営農を継続できない農地については、粗放的管理による農地及び環境保全を図ることについて検討していく。

(4) 担い手への農地の集積・集約化

遊休農地や管理不十分の農地を残さないためにも、農地の流動化を図り、地域の担い手への集積・集約化を図ることが重要である。

このため、農業委員との連携により、農地の利用状況の把握に努めるとともに、地域計画を通じて担い手への農地の集積・集約化を進めることにより、優良農地の確保を図る。

(5) 鳥獣被害防止対策

本計画の見直しのために実施したアンケート調査において、今後、本市が重点的に取り組むべき農業施策として、「有害鳥獣対策」が約 34%を占めているなど、鳥獣被害防止対策が喫緊の課題となっている。

本市では、鳥獣被害が増加傾向にあるため、市内全域で年間を通して銃器やわなによる積極的な捕獲を実施しているが、生息数の増加による被害拡大のおそれが懸念される。

このため、銃器による捕獲や追い払い、防護柵の設置等の防除対策を引き続き強化するとともに、集落ぐるみによる対策を支援するため、防護柵の設置や修繕、狩猟免許取得への支援を推進する。

また、遊休農地の発生抑制や里山境界での下草刈り等、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

さらに、高齢化が進む中、捕獲や防護柵の維持・管理を行う人材の確保に努める。

(6) 農業生産への環境負荷の低減に向けた取組の推進

農業生産における環境への負荷の低減を図るため、国では「みどりの食料システ

ム戦略」を定め、『みどりの食料システム法』に基づく取組が推進されていることから、本市においても県と市で策定した「滋賀県みどりの食料システム基本計画」に基づき、積極的に推進する。

県が認証する「環境こだわり農産物」の生産者等が取り組むこだわり野菜等の産地化、特産品化を通じて、地域の農地、水、環境の保全に努める。

また、環境への負荷低減に配慮した持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度等を活用し、環境負荷低減に取り組む担い手の育成・支援を図る。

さらに、地域の脱炭素化と農業振興の両立に向けて、再生可能エネルギーの利用や環境負荷の低減に向けた技術の普及促進を図る。

(7) 都市・農村交流を通じた保全

農業体験交流事業等都市住民との交流や農泊等の受入体制づくりの活動等に対する支援を行い、農地の保全を図る。

(8) 非農業的土地需要への対応

本計画の見直しのために実施したアンケート調査において、集落内の農地を守り活かしていくための取組みとして、「地域住民の日常生活のために必要な土地や建物のためには、規制を緩和する」が約 38%を占め最も多く、「荒れた農地等は、再生することは困難であり、別の土地利用を検討する」という回答も約 23%を占めるなど、非農業的な土地利用への転換意向が比較的高いことがうかがえる。

また、市内の商工会議所や商工会といった産業支援団体及び地元企業からは、国内事業の拡大に向け事業用地の確保が強く要望されており、本市地域経済の活性化に向けた地域内への投資の維持・確保のためには、迅速な対応が必要な状況にある。

こうした状況を踏まえ、「人口減少」及び「若者の市外流出」などの本市の最重要課題を解決するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法を基本としつつも、市の基幹産業である農業と産業の均衡ある発展を両輪で進めるため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律及び地域未来投資促進法等の各法制度を適切に運用する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

市土の約 5 割を占める森林は、水源かん養、治山治水、環境保全、保健、保養、学習等、幅広い機能を保持しており、特に、農地、農業用水の保全の観点から大変重要である。

また、農業と林業は、土地を基盤に土、水、森林資源の有機的関連の下で、自然循環機能により営まれている。

このため、森林整備にあたっては、森林の持つ諸機能を総合的に発揮できるよう、適正な森林施策を推進するとともに、住民への啓発等を行いながら、地域ぐるみによる農用地等の保全活動を推進する。

また、「湖北地域森林整備計画」及び「長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）」、その他林業施策との連携により、特用林産物の生産・活用を図っていくとともに、農家林家の育成にも努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業を維持し、かつ発展させていくためには、労働に見合う所得、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。

このため、地域計画等を通じた認定農業者や集落営農組織等への農地の集積、規模拡大を図っていく。

また、関係機関と連携し、収益性の高い水田野菜や園芸作物の拡大、新規取扱品目の導入、複合経営等への取組みを支援するとともに、農業機械の購入や資格取得への支援、湖北農業農村振興事務所及びJ A等との連携による栽培技術指導や経営診断、経営相談等を実施することで、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

具体的な経営の目標は、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり 500 万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）を確保できる水準を実現できるものとする。

併せて、農地の高度利用やスマート農業等農業DXによる省力化、農業機械の共同利用等を推進し、生産コストの低減や年間を通して安定した生産・出荷体制の確立を目指す。

■表 農業経営の営農類型別規模拡大目標

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	水稻作 (水稻+麦+大豆)	23.0ha	水稻 17.2ha 麦 5.8ha 大豆 5.8ha	50	500ha
	水稻+露地野菜	12.0ha	水稻 9.0ha 麦 3.0ha キャベツ等 3.0ha	20	100ha
	水稻+施設野菜	12.0ha	水稻 9.0ha 麦 2.8ha 大豆 2.8ha 施設イチゴ 0.1ha 半促成トマト 0.1ha	20	100ha
	水稻+果樹	12.4ha	水稻 9.0ha 麦 3.0ha ぶどう 0.4ha	20	100ha
集落営農	水稻作 (水稻+麦+大豆)	30.0ha 作業受託 (基幹3作業)	水稻 20.0ha 麦 10.0ha 大豆 10.0ha	50	1,500ha
法人経営	水稻作 (水稻+麦+大豆) サポート事業体	30.0ha 作業受託 (基幹3作業)	水稻 22.5ha 麦 7.5ha 大豆 7.5ha	50	1,000ha

資料：長浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(ア) A・B・C・D・E・F地区

主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等の営農類型による効率的安定的な個別経営体及び、「水稲作」の営農類型による効率的安定的な集落営農を目標とする。

(イ) G・H・I地区

主に「水稲作」の営農類型による効率的安定的な個別経営体を目標とする。

■表 年度別農用地等の流動化、農作業の受委託等の状況

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入
平成22年	1,920ha	3,824ha	—	96.6%	130ha
平成27年	3,150ha	2,634ha	—	95.9%	244ha
令和2年	4,442ha	2,195ha	163組織	—	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地を維持し、効率的かつ総合的に活用していくために、新たな担い手を育成・確保するとともに、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の活用等の強化を行いながら、担い手への農地の集積・集約化を図る。

中山間地域やほ場条件の劣る地区では、農業委員と協力し、遊休農地の発生抑制に努めるとともに、担い手への農地の賃借や農作業受委託等を推進し、農用地の保全に努める。

また、地域の農業従事者の協働による農地の維持管理や粗放的管理を行うなど、地域の実情に合った農用地の有効利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

田は、経営所得安定対策に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米、麦・大豆等の戦略作物の導入を、畑は、効率的な輪作体系の実施による農用地の効率的な利用を図る。

(1) 担い手の確保対策

地域計画に位置付けられた者や付加価値の向上を目指す経営体、農地利用集積により発展を図ろうとする意欲的な担い手等に対して、市、農業委員会、JA、県等が連携しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業経営改善計画の認定促進を図る。

また、集落営農組織の将来にわたる安定的な運営を目指すため、関係機関と連携

を図りながら、集落営農の広域化への取組みを推進する。

(2) 農用地の集団化対策

基盤整備完了地区を中心に、土地の地理的条件等に十分配慮し、所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による幅広い農用地の流動化を推進し、農用地の団地化に努める。

また、農地中間管理事業や地域計画を通じた地域内の合意形成及び農用地利用集積等促進計画等の策定により、中核的な担い手に農用地を集約し、農用地の集団化を図る。

(3) 農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業等の農地流動化施策を推進し、農用地の集団化・流動化を図る。

そのなかで、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の貸し手と借り手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけ、担い手への農用地の利用集積を図る。

(4) 農作業の共同化・受委託の促進対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入・施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を促進する。

また、地域の担い手農家への農作業の受委託を推進し、労働力や機械力を効率的に利用し、農作業の省力化を図る。

(5) 地力の維持増進対策

麦わらのすき込みや有機質資材の投入等による土づくりを通じて、地力の増進を図るとともに、環境負荷の低減に向けた環境と調和のとれた農業生産の普及を図る。

(6) スマート農業等への対応

農作業の負担軽減や超省力・高品質生産の効果が期待されるスマート農業や農業のDXを推進するため、市の助成制度等の周知や技術支援を図り、スマート農業等農業DXの導入による効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

(7) 異分野間連携の推進

観光や農福連携等における異分野間の取組みは、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保や収益向上につながるなど、相乗効果が期待されている。

このため、異分野間連携の情勢や普及の現状等を注視しつつ、本市の実情に即した推進方策について検討を進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、これまでにカントリーエレベーター、育苗センター、集出荷貯蔵施設等の農業近代化施設を整備し、農業生産の効率化と省力化を図ってきた。今後も、効率的かつ安定的な農業経営を展開できるよう、農業機械・施設の有効利用及び効率的利用による生産性の向上を図る。

また、省エネ、低コスト化に向けた新技術の導入やスマート農業を推進するとともに、農作業の省力化・効率化を図り、収益性を向上するため、定植から収穫までの機械化一貫体系の確立を目指す。

田では、麦、大豆のほか、キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、ネギ等の水田野菜の作付により、農地の高度利用を図る。畑では、園芸作物の推進を図り、産地化と地産地消による活力ある農業を推進する。

作物別の推進方向は、次のとおりである。

(1) 水稲

担い手への農地の集積・集約化、高性能農業機械の計画的導入・共同利用を進め、生産性向上と経営の安定化を推進する。

また、水田の高度利用を目指して、経営所得安定対策に基づき新規需要米や加工用米等の多用途米づくりによる水田の高度利用を推進する。

さらに、リモートセンシング技術を活用した米の育成診断等による品質の高い米づくりにより、消費者が求める良質で安全・安心な長浜地域産米の生産を拡大する。

(2) 麦・大豆

水稲と並び本市の水田農業の中心的作物である麦・大豆については、農地の利用集積と利用調整を促進することにより、団地化（ブロックローテーション）による栽培を維持させるとともに、高性能機械の導入による共同利用を推進し、作業の効率化と生産コストの低減を図る。

また、生産に必要な農業用機械の整備を図ろうとしている認定農業者等を対象に、生産調整推進用アタッチメント整備事業による支援を行う。

(3) 野菜

本市では、需要動向に対応できる高品質な野菜の計画的な生産出荷を行うため、J Aと連携し流通の合理化を図る。

また、ロボット技術や情報通信技術（I C T）、センシング技術等を活用したスマート農業等農業D Xに対応した施設整備を図る。

さらに、気候変動による農業生産への影響が顕在化する中、気候変動等の影響を考慮した作物や栽培技術の開発・導入等が国・地方自治体等で進んでいる。温暖化等の影響による農産物の生産量の減少や品質の低下等を防止・軽減するためにも、関係機関と連携しつつ、本市の地域特性に応じた適応策について検討を図る。

(4) 果樹

果樹については、消費者ニーズに沿った高品質果実の生産コスト低減と計画的な生産出荷等による流通段階での省力化を図る必要がある。

このため、優良品種系統の導入・更新を図り、消費者嗜好に即した生産を推進する。さらには、出荷調製時間短縮を図るための施設の近代化に努める。

2 農業近代化施設整備計画

■表 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、担い手不足による農業従事者の高齢化が深刻化してきている。本市の農業・農村の活性化を図る上で、農業生産に必要不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成・確保等による効率的土地利用が不可欠となっている。

本計画の見直しのために実施したアンケート調査において、今後、市が重点的に取り組むべき農業施策として、「担い手の育成・確保」が約 72%と圧倒的に高い割合を占め、重要施策に位置付けられている。

このため、企業的な経営感覚を備えた個別経営体や農業法人、地域の実情に応じた営農組織等、多様な人材の確保とともに、新規就農者の確保に向けて関係機関と連携し、就農希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等の支援を行う。

また、農村女性は、農業・農村の活性化に重要な役割を果たしており、今後も経営研修等の支援、交流活動等を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

既存施設を利活用し、新規就農者や退職者等を対象に、認定農業者等（個人・法人）の協力の下、県と連携し、体験学習及び技術指導に努めていく。

また、J A レーク伊吹及び J A 北びわこ等を中心とした栽培指導研修を行い、農業就業者の確保に努めていく。

■表 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の 対象者	対図番号	備 考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 担い手の確保支援

地域計画に位置づけられた担い手の持続可能な農業経営の実現に向け、関係機関と連携し、経営管理の合理化の指導や農業経営改善計画の策定支援等、総合的な支援を推進する。

また、集落営農組織の活動継続に向け、広域化を視野に入れた研修会、意見交換会、集落座談会等を関係機関と連携し実施するとともにその取組を支援する。

(2) 新規就農者の育成・支援

本市農業の担い手は、過疎化・高齢化等により減少しており、新たな担い手としての新規就農者の育成・確保が喫緊の課題となっている。

このため、新規就農者が市内各地で円滑に就農・定着できるよう、県やJA等との連携の下、情報提供や相談対応等の支援を推進し、多様な人材の確保を図る。

また、女性・若者・シニア・移住者等で新規就農を希望する者等についても、相談支援や情報提供等のサポートに努め、多様な形で農業に関わる者の確保を図る。

(3) 女性農業者の支援

本市では、農業に関わる女性同士が気軽に相談や情報交換等を行う仲間づくりの場として、「ながはまアグリネットワーク」が設立されている。今後も、会の円滑な活動を支援するとともに、会員の拡充を図る。

また、女性農業者が男性農業者とともに、対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定の締結を推進するとともに、農業委員への登用や地域農業の発展に向けた施策検討や方針決定の場への参画を促す。

(4) 若者への支援

本市では、若者の就農を支援するため、新たな農産物や生産技術、機械技術の導入を支援し、新しい農業経営の実現を通して、地域農業の魅力向上をめざす。

(5) 小規模・中規模農家の支援

本市農業を担う小規模・中規模農家の営農継続と経営の安定化を図るため、「小規模農家営農継続支援事業補助金」制度により、農業機械の導入等を支援する。

(6) 農業教育の継続

「農」がもたらす情操教育を下に、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を促進する観点から、学校農園等における農作業体験や学校給食における郷土料理の提供及び市内産農産物を使用することを通じて、子どもたちの農

業・農村に対する理解促進や地域の食材、食文化への関心を高めるなど、長期的な視点に立って本市農業を支える次世代の担い手を確保する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、農地の集積・集約を進め、農業経営の規模拡大と安定化を図ることにより、安定した就業機会の拡大を図る。

また、兼業農家、零細農家、高齢者等の就業促進の場づくりとして、農産物の直売活動や加工販売等地産地消活動を推進するとともに、地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進による都市住民との交流を推進し、就業機会の拡大に努める。

■表 農業従事者の他産業就業状況

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	農 業 , 林 業	53	25	78	2	0	2	55	26	80
	漁 業	2	1	3	0	0	0	2	1	3
	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	建 設 業	103	31	134	27	3	30	130	33	164
	製 造 業	423	228	651	142	46	188	566	273	839
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2	1	3	3	0	3	6	1	6
	情 報 通 信 業	5	4	9	7	1	8	12	5	17
	運 輸 業 , 郵 便 業	63	24	87	32	4	36	95	29	123
	卸 売 業 , 小 売 業	115	177	292	38	23	61	153	200	353
	金 融 業 , 保 険 業	10	21	31	7	5	12	18	26	43
	不動産業, 物品賃貸業	9	8	17	3	2	5	12	10	22
	学術研究, 専門・技術サービス業	24	17	41	13	4	17	37	21	58
	宿 泊 業 , 飲食サービス業	38	78	116	9	10	19	46	88	135
	生活関連サービス業, 娯楽業	21	41	62	4	6	10	25	47	72
	教育, 学習支援業	36	69	105	20	20	40	56	89	145
	医療, 福祉	68	239	307	17	36	53	85	275	360
	複合サービス事業	13	11	24	5	2	7	17	13	31
	サ ー ビ ス 業	65	49	114	21	7	28	86	55	142
	公 務	37	22	59	16	5	21	52	26	80
	分類不能の産業	25	23	48	5	3	8	30	26	56
	計	1,112	1,069	2,181	372	177	549	1,484	1,246	2,730

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者が安定的に農業に就業するためには、産業としての農業を発展させることが不可欠である。

このため、担い手への農地の集積・集約化を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいはスマート農業等農業DXの導入等により作業の省力化とコスト縮減、生産性の向上を図ることによって、農業の就業安定を促進する。

その他、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、次の方策を推進する。

(1) 就業相談活動

滋賀県湖北農業農村振興事務所、J A、農業委員会等と連携し、就業相談活動を強化する。

(2) 都市との交流

都市農村交流は、農業や農村に対する都市住民の理解を深めるとともに、農村にとっても、地域農産物の需要拡大や雇用の場の創出等が期待できる。

このため、都市農村交流の実現に向けて、観光産業と地域が連携する仕組みづくりをはじめ、農泊等の受入体制づくりについて検討を図る。

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく農村における就業機会の拡大

同法を適切に活用し、農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これと相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図る。

産業の導入に伴い増加する労働力需要に対し、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、安定した就業機会の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

農産物加工施設、農村交流施設等の整備への支援を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、これまでの枠組みや価値観を超えた自由な発想（新たな感性）で、未来のまちの姿を創造していくことを目指して、『新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜』を将来像に掲げ、長浜に暮らす全ての人が、安全で安心な暮らしのなかで自信と誇りにあふれ、長浜で暮らし続けたい、長浜で暮らして良かったと思えるまちの実現を目指している。

こうしたなかで、農村は、農業生産の場であるとともに、住民の生活の場であることから、住民が安全に安心して暮らせるよう、良好な生活環境の整備を総合的に行い、生活基盤の安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。

また、各種整備を行う際には、必要に応じて環境影響評価等を実施するなど、適切な環境保全措置を講ずる。

（1）安全性

①防災

土砂災害のおそれのある区域において、治山事業や砂防工事を推進するとともに、警戒避難体制の強化を図る。

また、河川や農業用ため池、下水路の維持修繕を推進することにより、災害による浸水対策等に万全を期す。

さらに、地域住民に対し、ハザードマップ等により、災害危険箇所や避難情報等の周知及び防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚を図る。

②防火

耐震性貯水槽等の設置や消防ポンプ車等の消防施設及び機械器具の整備充実等により、消防団の消火能力の向上を図り、初期消火体制の充実に努める。

また、地域での初期消火活動が迅速に行われるよう、消防団の充実・強化や自主防災組織の育成・指導、市民の防火意識の高揚を図る。

さらに、延焼防止機能を持つ緑の創出を図るため、公園整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化を推進する。

③交通安全

危険箇所におけるガードレールやカーブミラー等の整備をはじめ、道路の補修・改良、通学路を中心とした歩道の設置等を推進し、安全な交通環境の創出を図る。

また、自治会、関係機関・団体、交通指導員等が一体となって、市民への交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、地域住民の主体的な交通安全活動を促進する。

④防犯

増加・凶悪化する犯罪に対応するため、警察等による防犯パトロールの強化や地域住民、警察、行政が一体となった自主防犯活動を推進するとともに、市民の防犯意識の高揚を図る。

また、犯罪が起こりやすい危険箇所の改善や防犯灯、防犯カメラの設置等により、犯罪の発生しにくい安全で住みよいまちづくりを推進する。

(2) 保健性

①ごみ処理

湖北広域行政事務センターでの適正なごみ処理に努めるとともに、ごみの減量化、リサイクル運動、環境美化啓発等を一層推進する。

また、循環型社会への関心を高めるための教育・学習機会の提供や積極的な情報発信を行うほか、フードロス対策への取組みを推進する。

②下水道

人口減少や施設の老朽化の進行に対応するため、供用開始後 30 年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道への接続を実施し、効率的な運用を図る。

また、下水道施設の計画的な維持管理・更新を行いながら、施設の長寿命化を図る。

さらに、西浅井地域の農業集落排水施設の統廃合整備を行い、維持管理の効率化と管理コストの削減に努める。

③保健・医療

湖北病院の地域包括ケアシステム拠点としての機能充実を図るとともに、医師確保対策等必要な取組みを行い、北部地域の医療提供体制の確保を図る。

また、市民が必要とする切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築を推進する。

健康づくりでは、地域を単位とした健康づくりに取り組む環境づくりや民間活力並びにデジタル技術を活用し、日常の中で健康増進につながる行動がとれるような取組みを推進する。

(3) 利便性

①道路交通

国・県道の未改良部分の整備及び通学路を中心とした歩道の設置について、関係機関への重点的な要望活動を行う。

また、「長浜市道づくり計画」、「長浜市道路整備アクションプログラム 2020」に基づく幹線市道等の整備を推進するほか、「インフラ長寿命化基本計画」における点検結果に基づく道路の修繕・更新を実施する。

②公共交通

バス交通の維持・確保に向けて、利便性の高いバスネットワークの構築と利用促進を図る。

また、地域の実情に応じて、予約型乗合タクシー等の輸送手段を活用した持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や地域住民が主体となった交通体系の整備を図る。

鉄道については、ＪＲ北陸本線及び湖西線の利便性向上や鉄道を活かした地域の振興・活性化につなげる取組みを図る。

③通信

情報通信機器等の整備や各種デジタル技術の活用を図り、地域情報の発信の拡大や地域におけるコミュニケーションの活性化、各種行政サービスの利用の円滑化を図る。

また、デジタル技術を取り入れた新しいサービス等の展開を推進し、防災、医療、教育等の各分野における地域の社会課題の解決を図る。

(4) 快適性

①親水空間

国や県と連携し、生態系に配慮しつつ、湖岸や姉川、長浜新川等の親水空間の維持管理と活用に努める。

また、河川や水路等、農業水利施設の有する景観形成や親水等の地域用水機能を活用し、潤いとやすらぎのある快適な生活環境の創出や小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進を図る。

さらに、水路については、地域コミュニティや憩いの場となるオープンスペースとして、周辺への花木の植栽や水辺空間の有効活用により、親水公園化を図る。

②高齢者等福祉

地域包括支援センターの機能強化及び地域包括ケアシステムの推進により、在宅福祉サービスの一層の充実強化を図る。

また、高齢化が顕著な小規模集落や豪雪地帯等の地理的条件が不利な集落について、買い物支援事業や地域除雪事業等により重点的な支援を図る。

元気な高齢者に対しては、老人クラブや地域サロン等住民主体の活動への参加促進やシルバー人材センターへの登録を促すなど、高齢者の生きがいを推進する。

③子育て環境

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保育サービスの充実をはじめ、親子が過ごせる居場所や子どもの居場所づくり、児童公園等の遊び場の整備等、地域の子育て環境の充実を図る。

また、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行うほか、子育てサークルの育成や児童虐待防止ネットワークの整備、遠距離通園者への対応等、子育て支援ネットワークの整備を図る。

（５）文化性

①スポーツ活動

既存の体育施設の集約化を図りながら長寿命化を進め、地域住民のスポーツ振興や健康増進の場として、更なる利用を促進する。

また、総合型地域スポーツクラブの育成及び組織強化を進めるとともに、マラソン大会等のスポーツ事業を拡充し、市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心身共に健康に過ごせる環境づくりを推進する。

②教養娯楽

子どもから高齢者まで、あらゆる世代に対応できる生涯学習体制を構築するとともに、地域住民の学習ニーズに応じた生涯学習機会の提供に努める。

また、既存の生涯学習関連施設の整備・改修等により、地域の生涯学習及びコミュニティ拠点の確保を図り、各施設の効果的な利活用を促進する。

③地域文化

長い歴史を有する農業の営みを通じ、長年受け継がれてきた祭礼や伝統行事、農村の歴史・伝統文化を後世に伝えるため、郷土教育の充実や伝統文化を支える人材・団体の育成を図る。

また、住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいた文化芸術活動を支援することにより、長浜の新たな文化を創造し、魅力あるまちづくりを進める。

さらに、市民がより利用しやすい文化芸術活動の場の整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

■表 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

関連諸計画との整合性を図りながら事業の促進を図るものとする。

第9 付図

別添

- | | | |
|-------------------|--------|------|
| 1 土地利用計画図 | (付図1号) | |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) | |
| 3 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) | |
| 4 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) | 該当なし |
| 5 農業就業者育成・確保整備計画図 | (付図5号) | 該当なし |
| 6 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) | 該当なし |

別記 農用地利用計画